



電子メール による電子申請 受付中!



令和6年4月から電子メールによる電子申請の受付を開始しております。
受付できる申請様式は、別添「申請一覧」に記載されている118様式
(※手数料の納付が必要な申請等一部の申請は、対象外)となります。

24時間365日、いつでも申請できますので、ぜひご活用下さい!

[申請先] 電子メールアドレス (TEL)

[塩釜消防署] shiogama@sioshou.jp (022-361-1621)

[多賀城消防署] tagajo@sioshou.jp (022-355-9704)

[松島消防署] matsushima@sioshou.jp (022-354-4226)

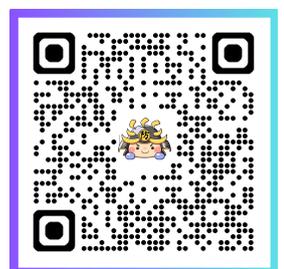
[七ヶ浜消防署] shichigahama@sioshou.jp (022-357-4349)

[利府消防署] rifu@sioshou.jp (022-356-2251)

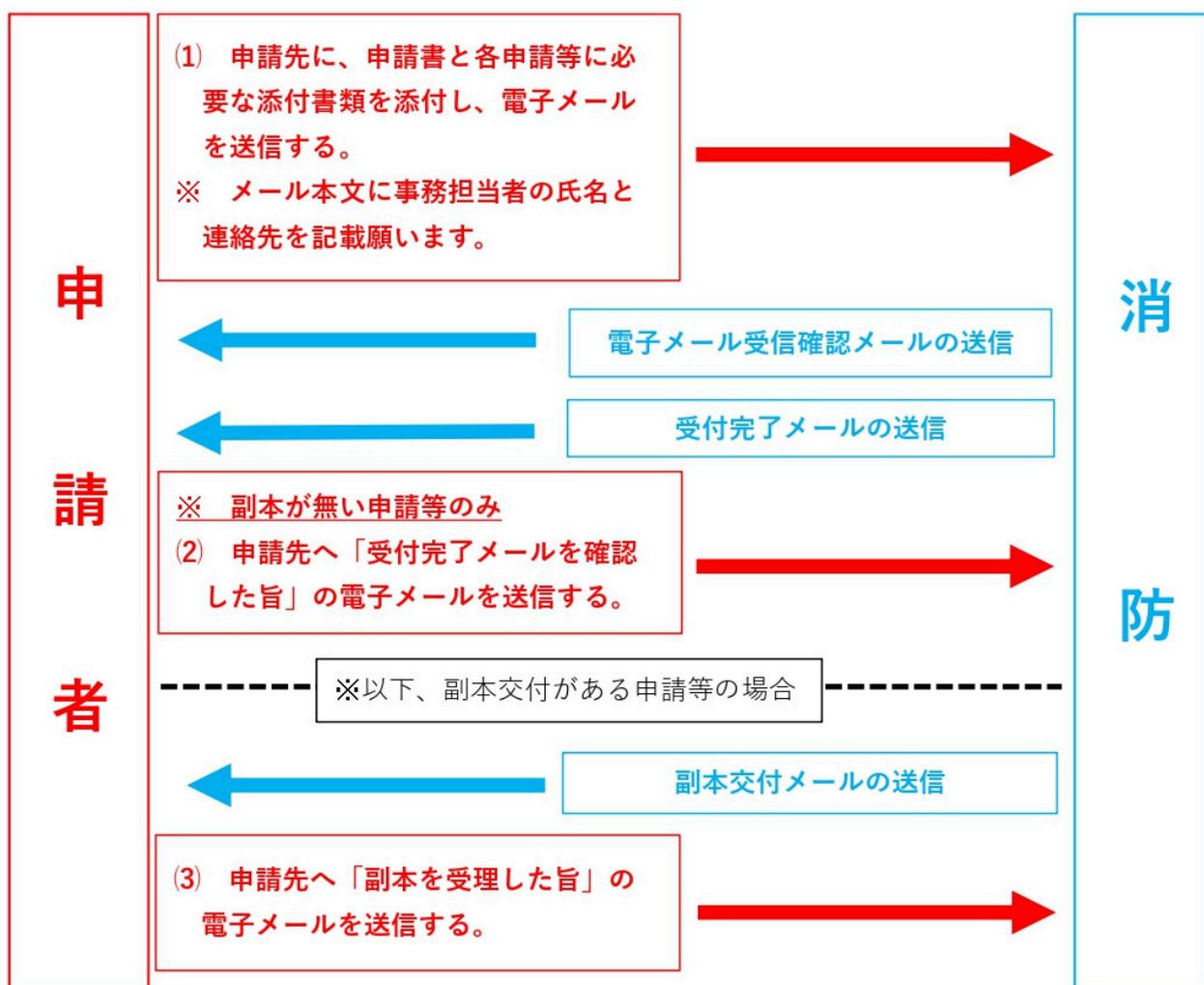
[消防本部予防課] yobou@sioshou.jp (022-361-1616)

申請・届出用紙の

ダウンロードは
こちら!!



電子メールによる電子申請 フローチャート



注意事項

- ① 電子メールの送信前に、申請先と申請先のメールアドレスの確認をお願いします。
- ② 電子申請後、土、日、祝日（休日）を除き、24時間を経過しても受信確認メールが受信されない場合は、お手数ですが、各申請先へ電話にてご確認ください。
- ③ サイズがA3、A4以外の添付書類を有する申請等については、当組合で印刷できないため、従来どおり窓口又は郵送にて申請等をお願いします。
- ④ 申請等の内容に不備、不足等がある場合は、申請先（消防）から申請者様へ連絡する場合がございます。
- ⑤ 副本の交付は電子メールにて行いますが、許可指令書等を交付する場合は、従来どおり窓口にて行います。
- ⑥ 対面（窓口）による受付も引き続き実施いたします。



電子メールによる電子申請様式一覧（R6.4.1現在）

防火対象物関係					
	手続名	申請先	手続名	申請先	
1	消防計画作成（変更）届出書（防火・防災）	管轄 消防署	10	防火（防災）管理者選任（解任）届出書	管轄 消防署
2	全体についての消防計画（防火・防災）作成（変更）届出書		11	統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書	
3	防火対象物（防災管理）点検報告特例認定申請書		12	防火（防災管理）対象物管理権原者変更届出書	
4	自衛消防組織設置（変更）届出書		13	防火対象物使用開始届出書	
5	防火対象物点検結果報告書		14	防災管理点検結果報告書	
6	消防訓練実施計画書（防災管理対象物）		15	消防訓練実施計画書（防火対象物）	
7	表示制度対象外施設申請書		16	特例認定通知証明書交付願出書	
8	消防法令適合通知書交付申請書（旅館・ホテル）		17	消防法令適合通知書交付申請書（住宅）	
9	表示マーク交付申請書		18	再交付申請書（甲種防火管理講習・修了証）	

消防用設備関係					
	手続名	申請先	手続名	申請先	
19	工事整備対象設備等着工届出書	管轄 消防署	22	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	管轄 消防署
20	消防用設備等検査済証再交付申請書		23	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	
21	消防用設備等特例規定適用申請書				

危険物関係					
	手続名	申請先	手続名	申請先	
24	完成検査済証再交付申請書	管轄 消防署	46	危険物製造所（貯蔵所・取扱所）譲渡引渡届出書	管轄 消防署
25	危険物製造所（貯蔵所・取扱所）品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書		47	移送の経路等に関する書面	
26	危険物保安統括管理者選任・解任届出書		48	危険物保安監督者選任・解任届出書	
27	予防規程制定（変更）認可申請書		49	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）	
28	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）		50	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食量に係る管理等の状況）	
29	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（コーティング有）		51	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（コーティング無）	
30	保安検査時期変更承認申請書		52	新基準適合届出書	
31	第一段階基準適合届出書		53	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（タンクの腐食防止等の状況）	
32	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書（危険物の貯蔵管理等の状況）		54	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書	
33	休止中の特定（準特定）屋外タンク貯蔵所の再開届出書（新基準適合期限延長）		55	特定（準特定）屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（新基準適合期限延長）	
34	特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書（浮き屋根新基準適合期限延長）		56	休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）	
35	特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書（浮き屋根新基準適合期限延長）		57	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書	
36	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書		58	既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書	
37	休止中の既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書		59	既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書	
38	非常通報設備設置届出書		60	防災要員及び防災資機材等現況届出書	
39	防災管理者（副防災管理者）選任・解任届出書		61	防災規程制定（変更）届出書	
40	共同防災組織設置（変更）届出書		62	広域共同防災組織設置（変更）届出書	
41	防災業務実施状況報告書（自衛防災組織）		63	防災業務実施状況報告書（共同防災組織）	
42	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書		64	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い変更届出書	
43	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書		65	危険物製造所（貯蔵所・取扱所）使用休止届出書	

44	危険物製造所等名称変更届出書	管轄 消防署	66	危険物製造所等災害発生届出書	管轄 消防署
45	危険物製造所（貯蔵所・取扱所）の軽微な変更事項届出書		67	危険物製造所（貯蔵所・取扱所）の予防規程の一部変更届出書	

火薬類関係					
	手続名	申請先		手続名	申請先
68	危害予防規程（変更）認可申請書	予防課	80	火薬庫製造（販売）営業許可申請書等記載事項変更報告書	予防課
69	危害予防規程変更届		81	火薬類特定施設（火薬庫）休止届	
70	火薬類製造施設・火薬庫軽微変更届		82	火薬類製造（販売）廃止届	
71	火薬庫継承届出		83	火薬類定期自主検査報告書	
72	火薬類輸入届		84	火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書	
73	火薬類廃棄許可申請書		85	安定度試験結果報告書	
74	事故報告書（火薬類）		管轄 消防署	86	
75	保安教育計画認可申請書	予防課	87	火薬庫外貯蔵指示申請書	
76	定期自主検査計画届		88	輸入許可記載事項変更報告書	
77	煙火製造施設定期自主検査報告書		89	火薬類消費（廃棄）許可申請書等記載事項変更届	
78	火薬類製造（取扱）保安責任者選解任届		90	火薬類取得届	
79	火薬庫の所有（占有）に係る許可申請書		91	火薬庫貯蔵火薬類変更届	

液化石油ガス関係					
	手続名	申請先		手続名	申請先
92	液化石油ガス設備工事届出書	管轄 消防署	95	特定液化石油ガス設備工事事業開始届出書	管轄 消防署
93	特定液化石油ガス設備工事事業変更届出書		96	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届出書	
94	意見交付申請書（液化石油ガス）				

その他					
	手続名	申請先		手続名	申請先
97	改善（計画）報告書 ※立入検査	管轄 消防署	108	改善（計画）報告書 ※消防用設備等点検結果報告、防火（防災管理）対象物定期点検結果報告	管轄 消防署
98	不動産り災届出書		109	動産り災届出書	
99	車両・船舶・航空機・林野その他のり災届出書		110	塩釜地区消防事務組合マスコットキャラクター使用承認申請書	予防課
100	禁止行為の解除承認申請書		111	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書	管轄 消防署
101	急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書		112	ネオン管灯設備設置届出書	
102	水素ガス充てん気球設置届出書		113	露店等の開設届出書	
103	火災予防上必要な業務に関する計画提出書		114	火気使用工事届出書	
104	火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書		115	道路工事届出書	
105	煙火打上げ・仕掛け届出書		116	指定洞道等届出書（新規・変更）	
106	催物開催届出書		117	救命講習会申請書	
107	水道断・減水届出書		118	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	

【留意事項】

A3,A4以外の添付書類を必要とする申請等については、当組合で印刷ができないため、従来同様、対面（窓口）又は郵送にて申請をお願いします。なお、対面（窓口）による受付も引き続き実施いたします。